参考資料

١.	児童ホルノ祭止法	―概要と問題点―		
	甲	南大学法科大学院教授	園田 寿	
2.	ネット上の子どもた	とちのリスクと対策につ	いて	• • • 25
	青	少年ネット利用環境整例	講協議会	
3.	SNS等を介した青	青少年の性的搾取等に関	するアンケー	-ト調査
	集計結果			31

児童ポルノ禁止法 ー概要と問題点ー

甲南大学法科大学院 教授 園田寿

児童ポルノ禁止法の概要

児童ポルノ禁止法の特徴

- ●「児童買春、児童ポルノに係る行為等の 処罰及び児童の保護に関する法律」 (1999年5月26日公布、同年11月1日施行)
- 2014年6月改正 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び 処罰並びに児童の保護等に関する法律
- --特徴--
- 1. 18歳未満の児童との経済的対償を伴う性交等を児童 買春として処罰する。
- 2. 18歳未満の児童を被写体とした児童ポルノを従来の わいせつ図画とは異なった観点から規制する。

3

児童ポルノ禁止法制定の背景

- ◆ 70年代~80年代の欧米人や日本人による東南アジアの児 童買春ツアー(フィリピンの「ロザリオ事件」1986年)
- 80年代、日本国内での「援助交際」が大きな社会問題と なる。
- ◆ インターネットの大流行(90年代)
 - サイバーポルノの氾濫
- ◆ 1996年のストックホルム会議で、日本が国際的非難を浴びる。
 - 世界の児童ポルノの9割は日本で作られている(!?)。
- - 成人女性がセイラー服を着たAVなど
 - 日本人女性は一般に年齢より若く見られる

法の目的(第1条)

●この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。

5

18歳未満の者に対する 買春行為の禁止(2条2項)

- ◆ 金品などの対償を与えたり、その約束をした上で児童と性交などをすることを「児童買春」として禁止(2条2項)
- ◆法定刑は「5年以下の懲役又は300万円以下 の罰金」(4条)
- 児童買春の仲介や勧誘も処罰(5・6条)
- 刑法の強制わいせつ罪や強姦罪が親告罪である ため、海外での児童買春を処罰することが難し かったが、児童買春罪は非親告罪とされた。

「児童ポルノ」の定義(2条3項)(旧)

- 1. 児童を相手方とする又は児童による性交 又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 2. 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 3. 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

7

「児童ポルノ」の定義(2条3項)(新)

- 1. 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 2. 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 3. 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

児童ポルノ単純所持の禁止(2014年新設)

第3条の2 何人も、児童買春をし、又はみだりに児童ポルノを所持し、若しくは第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管することその他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為をしてはならない。

第7条1項 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者(自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第2条第3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者(自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)も、同様とする。

児童ポルノに関する犯罪規定(7条)

1項	自己の性的好奇心を満たす目的での <mark>所持禁止</mark>	1年以下の懲役、100万円 以下の罰金
2項	特定少数への提供禁止	
3項	特定少数への提供目的での製造・運搬・所持 等の禁止	 3年以下の懲役 、300 万円
4項	2条3項各号の姿態を取らせての 児童ポルノ製造の禁止	以下の罰金
5項	盗撮による児童ポルノ製造禁止	
6項	不特定多数の者への児童ポルノの提供・公然 陳列の禁止	5年以下の懲役、500万円
7項	6項を目的とした児童ポルノの輸出入	以下の罰金

法律における 「児童ポルノ」の定義 に関する問題点

「児童ポルノ」の定義について

- ●児童を性の対象として描く表現物をどのような観点から規制するかについては、基本的に2つの立場がある。
 - ① 背徳的・犯罪的イメージとして禁止の対象とする立場
 - *アニメやCGなど、実写でないものを禁止の対象とするため、表現の自由が問題となる。
 - ② 児童に対する性的虐待を恒久化する記録として禁止の対象とする立場
 - *成人のポルノと児童ポルノの最大の違い
 - *現行法の立場

児童に対する性的虐待の記録としての児童ポルノ

現行法における「児童ポルノ」の定義

- 1. 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 2. 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為 に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 3. 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

「性欲」とは、だれの性欲なのか?

一般人の「性欲」が基準となる。

13

ペドファイル(幼児性欲者)の問題

- ◆とくに前思春期の子ども(乳幼児の場合もある) の裸体等に性的興奮を覚え、性欲を刺激される者
- ペドファイルを基準にすると、家庭のアルバムの中にある、子供の写真も「児童ポルノ」とされる可能性がある。
- ◆「性欲」とは、「一般人の性欲」と解釈されている(通説・判例)。ただし、
- わいせつ概念(「普通人の正常な性的羞恥心を害し、 善良な性的道義観念に反する程度にいたずらに性欲を興 奮又は刺激させる物又は行為の属性」(最判昭和26・5・ 10刑集5・6・1026))に比べて、ハードルは低い。

裁判所の具体的判断基準

- ●児童の性器等が描写されているか否か、および全体に占める割合(客観的要素)
- 描写方法
 - 性器等の拡大的描写、長時間の描写
 - 性器等の強調(着衣の一部をめくるなど)
 - 扇情的なポーズ
 - 児童の裸体等を描写する必然性ないし合理性(ストーリー性や学術性・芸術性の有無)
- ●学術性や芸術性から性的刺激が相当緩和されている場合は、(一般人の)性欲を興奮させ又は刺激するものとは認められない場合がある。

15

一般人の「性欲」を基準としたことの 2つの問題点

●第1の問題点

児童に対する性的虐待の記録であることが 明らかであるにもかかわらず、規制できな い部分がある。

●第2の問題点

児童に対する性的虐待の記録を超える部分 に規制が及ぶ可能性がある(過剰規制の可 能性)。

高松高裁平成22年9月7日判決(公刊物未登載)

•【公訴事実】

被告人は、犯行当時6歳の女児を、公園の公衆トイレの個室内に連れ込み、同女の下半身を裸にして、携帯電話機付属のカメラで撮影し、さらに、同女の頭部等に射精した上これを同カメラで撮影して記録し、もって、13歳未満の女子に対し、わいせつな行為をするとともに、児童ポルノを製造した。

●判決=懲役2年及び罰金10万円

17

裁判で明らかになった問題点

●児童に対する性的犯罪が行われ、その過程が記録されたにもかかわらず、その記録物を「児童ポルノ」として規制することができないものがある。

今までの まとめ 一現行法の問題点ー

- ●「性欲の興奮・刺激」要件
 - その写真やDVDを見た者が「性的に興奮したり、性的刺激を受けたのか」が問題なのではなく、児童に対する性的虐待が行われ、それが記録されたのかどうかという観点から「児童ポルノ」を禁止すべきである。
- ●児童ポルノ = 児童への性的虐待の記録

19

2014年改正後 の 法的問題点

単純所持禁止の意味

- ◆定義のあいまいさを前提にした、所持禁止 の危うさ
- 「性的好奇心を満たす」目的とは?
- ●捜査機関の判断で決まる
 - 後から、後から、「児童ポルノ」が追加されるおそれ
 - マスコミやカメラマンなども対象

21

3号ポルノの定義の問題

- ◆衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀(でん)部又は胸部をいう。)が露出され又は強調されているものであり、かっ、性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ●「性欲を興奮・刺激」要件の維持
- ◆性的な部位にモザイク等をかけた画像は?

「性的好奇心」(目的)はどう判断されるのか?

- 一般に「目的犯」は、目的によって処罰範囲が限定される → 通貨偽造罪
- ●本条は、目的犯でも特殊な目的犯
 - 刑法第92条(外国国章損壊罪) 外国に対して侮辱を加える目的で、その国 の国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は 汚損した者は、2年以下の懲役又は20万円 以下の罰金に処する。
- ●客観的な状況から判断される

23

その他の重要な問題点(1)

「自画撮り」規制 の問題点

カメラ付き携帯端末の発売(2000年)

- シャープ製携帯端末(J-SH04) が2000年(平成12年)10月に商 品化され、J-PHONEから2000年 11月に発売されたのが現在のカ メラ付き携帯電話のルーツであ る。
- この端末の特徴は、背面部のデジタルカメラで撮影した写真を メールに添付して送信できることであった。



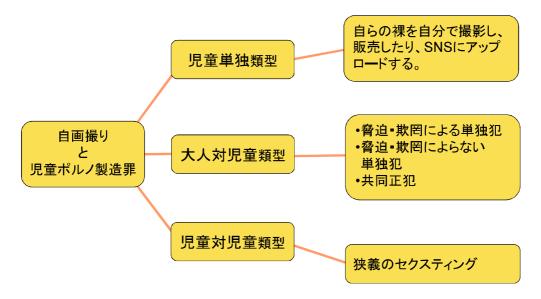
by Wikipedia

25

自画撮りの問題背景 ーセクスティングという現象ー

- 2005年頃から、ショートメッセージサービス(SMS)を利用して、文字情報を交換し合う「テキスティング(texting)」に対して、性的な画像を送信し合う現象が「セクスティング(sexting)」と呼ばれるようになった。
- ◆ 2008年と2009年に、アメリカで、女子高生がボーイフレンドだけに送った自分のヌード写真がクラスに広まり、いじめや嫌がらせを受けて自殺したという事件があり、大きな社会問題になった。
- ◆ その後、日本でも大きな社会問題となった。

「自画撮り」と「児童ポルノ製造罪」



27

児童単独類型の問題点

- ●4項製造罪及び5項盗撮罪は不成立
- ●単純所持罪(7条1項)
- ●提供目的製造罪、提供罪、 所持罪等(7条2項、3項、6項、7項)
- 公然陳列罪(7条6項)
- ●輸出罪(7条8項)
- ●わいせつ図画公然陳列罪(刑法175条)

大人対児童(脅迫・欺罔による単独犯)

• 脅迫による単独犯

① 大阪高判平成19年12月4日公刊物未登載(被害者13歳、親に告げると脅迫)

●欺罔による単独犯

- ② 東京高判平成22年8月2日公刊物未登載(被害者13歳、モデルの仕事があると騙す)
- ③ 大阪高判平成24年5月31日公刊物未登載(被害者12歳、被告人が中学生だと騙す)

29

大人対児童(脅迫・欺罔によらない単独犯)

●脅迫・欺罔によらない単独犯

- ④ 名古屋高金沢支判平成17年6月9日刑集60巻2 号232頁(被害者年齢不明、5万円支払い性交し、 その場面を撮影)
- ⑤ 大阪高判平成28年1月29日公刊物未登載(被害者13歳、交際の申し出を好意的に受け止める)
- ⑥ 大阪高判平成21年12月3日公刊物未登載(被害者15歳、金銭を支払うと執拗に要求)
- ⑦ 福岡高小倉支判平成29年3月15日公刊物未登 載(被害者17歳と12歳、被告人との援助交際を希望 し、要求通り裸の画像を送信)

大人対児童(共同正犯)

• 共同正犯

- ⑧ 神戸地判平成24年12月12日公刊物未登載(被害者16歳、被告人に好意をもち、裸の画像を送信)
- ⑨ 広島高判平成26年5月1日公刊物未登載(被害者17歳、被害者より売春の申し出を受け、メールの 切取りの中で裸の画像を送信)

31

論点

- 脅迫・欺罔類型(①~③)では間接正犯が肯定される場合が多く、脅迫を用いる場合は強要罪が同時に成立することもある。
- ●問題は、児童が積極的に関与している場合であり (④~⑨)、このような場合、児童ポルノ法の趣 旨に基づけば、児童は(原則として)正犯にも共 犯にもならないと述べる事例(⑥、⑦事件)と、 状況により正犯ないし共犯となる場合があるとす る事例(④、⑤事件)、さらに単純に児童を共同 正犯とする事例(⑧、⑨事件)に分かれており、 児童の取り扱い方針はさまざまである。

狭義のセクスティングにおける問題点

- ●児童間で自画撮りの送受信が行われた場合にも 、一般にそれを児童の性的搾取ということがで きるかである。
- 脅迫・欺罔を用いる場合は間接正犯となり、児童間といえども4項製造罪が成立すると思われるが、それらを用いず、児童同士が互いに同意し合って送受信する場合が特に問題となる。

33

自画撮りについての根本的問題点

- ●一般に、自画撮りを「(児童の)性被害」 として捉えているが、児童が積極的に自画 撮りを行い、それをインターネット等に投 稿するという行為は、現実には広く行われ ており、自画撮りを単に「性被害」という 観点のみから論ずるのは適当でない。
- ●児童自身も児ポ法の主体となりうるのか、 という点についての議論も深める必要がある。

自画撮り規制の早期化の動き

- ●東京都、兵庫県の条例による、児童ポルノの自画 撮りを一定の態様で勧誘する行為の処罰化
 - 条例適用の地域性
 - 法を超えた規制(特別な立法事実の存在)
 - 行為を限定することの妥当性
 - 構成要件の明確性(手段の巧妙化の問題)
 - 実効性(プライバシー保護との兼ね合い)

35

その他の重要な問題点②

現行法第7条4項 (児童ポルノ製造罪) の問題点

児童ポルノ単純製造罪(7条4項)

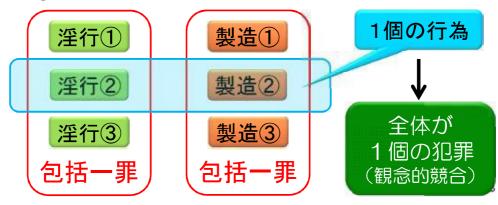
- ・提供目的等がある場合の製造罪は、7条3項(3年以下の懲役及び300万円以下の罰金)及び7条7項(5年以下の懲役及び500万円以下の罰金)で処罰されている。
- ●7条4項「児童に第2条第3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、〜当該児童に係る児童ポルノを製造した者」(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)

37

問題となるケース

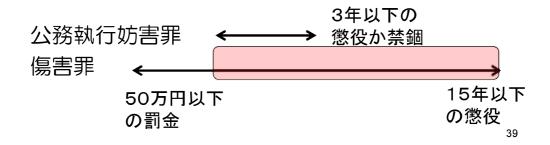
◆ Xが児童A子に対して、複数回の淫行(児童福祉法違反) (淫行①~③)を行い、また、別の機会にA子の裸体を撮 影して児童ポルノを製造した(7条4項)(製造①~③) とする。

ところが、このうちの(製造②)はA子との性交場面(淫行②)を写したものであった。



観念的競合(刑法54条I項前段)

- 第54条 1個の行為が2個以上の罪名に触れ、 又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪 名に触れるときは、その最も重い刑により処断す る。
 - → 例えば、勤務中の警官を殴って傷害した(公 務執行妨害罪と傷害罪)。



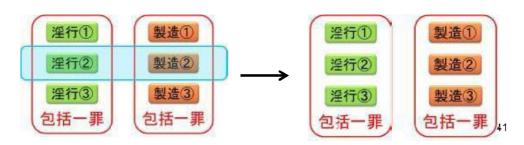
観念的競合とする裁判例

東京地裁H18.3.24、横浜地裁H19.8.3、長野地裁H19.10.30、札幌地裁H19.11.7、高松地裁H19.12.10、福島地裁白河支部H20.10.15、那覇地裁H20.10.27、金沢地裁H21.1.20、山口地裁H21.2.4、仙台高裁H21.3.3、那覇地裁沖縄支部H21.5.20、千葉地裁H21.9.9、札幌地裁H21.9.18、名古屋高裁H22.3.4、松山地裁H22.3.30、さいたま地裁川越支部H22.5.31、横浜地裁H22.7.30、高松高裁H22.9.7、水戸地裁H22.10.6、さいたま地裁越谷支部H22.11.24、松山地裁大洲支部H22.11.26、名古屋地裁H23.1.7、広島地裁H23.1.19、広島高裁H23.5.26、高松地裁H23.7.11、大阪高裁H23.12.21、秋田地裁H23.12.26、福岡地裁H24.3.2

悪質なケースほど軽くなっている!

第7条4項の改正提案

- ●「児童に第2条第3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、~当該児童に係る児童ポルノを製造した者」
- ●「児童に第2条第3項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせた者が、~当該児童に係る児童ポルノを製造した場合も、第一項と同様とする。」



その他の重要な問題点③

法律の名称の問題

「児童ポルノ」という名称の変更

「児童ポルノ」という名称も好ましくない ので、「<u>性的虐待記録物</u>」等に変更するこ とが望ましい。

43

大阪府青少年健全育成条例(平成23年改正)

◆子どもの性的虐待の記録に係る努力義務

第39条 事業者及び保護者は、次の各号のいずれかに該当する青少年に対する性的虐待に係る行為の全部又は一部を視覚により認識することができる方法により描写した写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物(以下「子どもの性的虐待の記録」という。)を製造し、及び販売しないよう努めなければならない。

条例における「性的虐待行為」の限定列挙

- 1. 強制わいせつ・強姦(刑法)
- 2. 淫行(児童福祉法)
- 3. 児童買春(児童買春・児童ポルノ禁止法)
- 4. 淫行(健全育成条例)
- 5. 13歳未満の青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部 又はでん部を強調した姿態をとらせる行為
- 6. 13歳以上18歳未満の青少年の同意を得ず、又は当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させて、当該青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為
- 何人も、子どもの性的虐待の記録を所持しないよう努めなければならない。

45

その他の重要な問題点4

コンピュータ・グラフィック(CG) の問題

CG(Computer Graphics)の問題性

- ◆CGの技術が向上すると、現実の児童を誰も傷つけることなく、リアルな現実感を もった児童ポルノを製作することも可能。
- ●児童ポルノと児童に対する性犯罪との因果 関係が科学的に証明されない限り、その規 制は表現の自由との対抗関係で次元の異な る新たな問題となる。

47

おわり

ネット上の子どもたちのリスクと対策について

2018年8月

青少年ネット利用環境整備協議会

1

青少年ネット利用環境整備協議会

児童が安心・安全に利用できるインターネット環境を目指し、コ ミュニティサイトに起因する児童被害防止の取り組みを業界全体 で推進するために2017年7月に設立。

【代表】

宍戸常寿(東京大学大 ・ グリー株式会社 学院法学政治学研究科

【幹事社】

- 株式会社サイバーエー ジェント
- 株式会社ディー・エヌ・
- フェイスブック ジャパン株
- 株式会社ミクシィ
- LINE株式会社

【参加企業】

- 株式会社
- 株式会社ユードー
- 株式会社ITI
- 株式会社studio C
- Social Town
- Twitter Japan 株 式会社
- Maleo

【有識者】(五十音順)

- 株式会社イグニス ・ 小松正(多摩大学情報社 ・ 警察庁 会学研究所客員准教授)
 - ・ 塩田真吾(静岡大学教育・ 株式会社ナナメウエ 学部准教授)
 - ・ ナノ・コミュニケーション ・ 竹内和雄(兵庫県立大学 ・ 一般財団法人 情報法制
 - モイ株式会社田代光輝(慶應義塾大学 政策メディア研究科特任准 教授)

【協力官公庁】

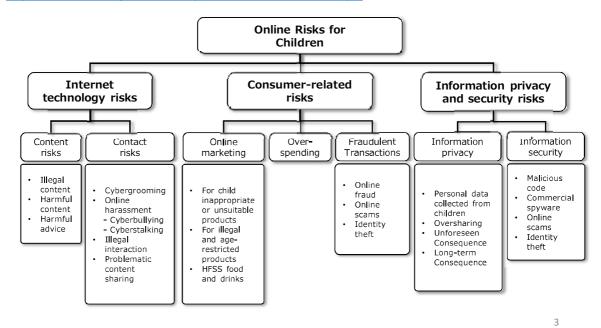
- 【協力団体/事務局】
 - 研究所

(2017年11月時点)

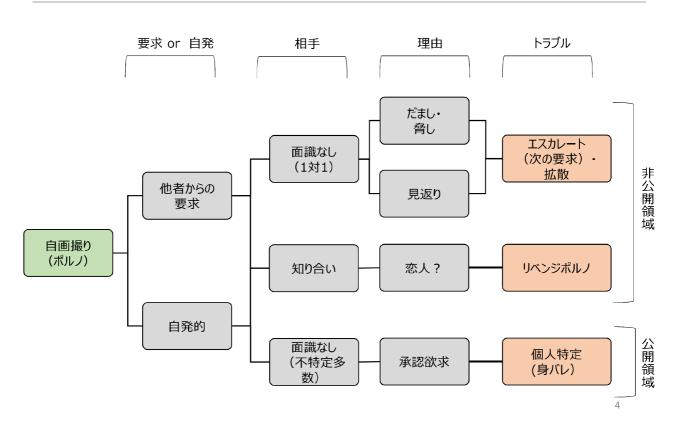
青少年ネット上のリスク

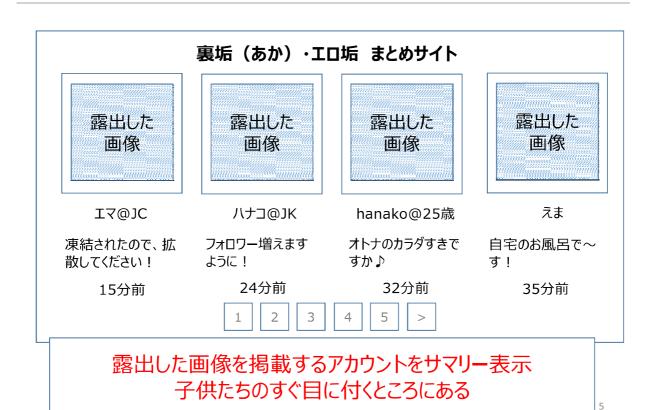
The Protection of Children Online (OECD) Typology of Risks 2012

(https://www.oecd.org/sti/ieconomy/childrenonline with cover.pdf)

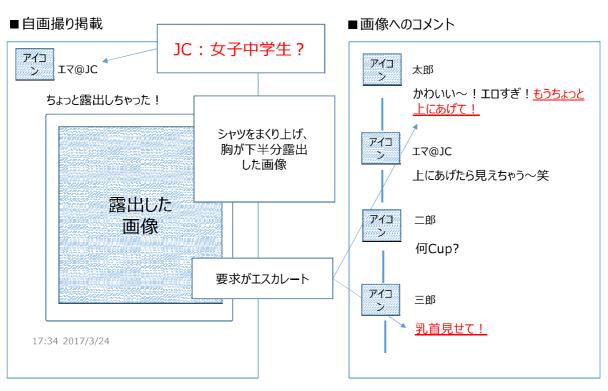


自画撮り被害整理





子どもをあおる(公開領域) 確認例



(

子どもへの要求(非公開領域) 調査例

■ チャットサービス

[調査アカウント設定]

・性別 : 女性

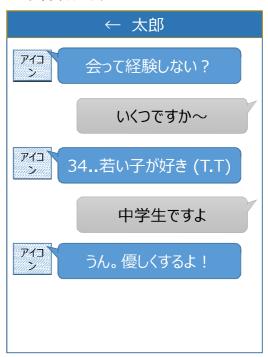
・居住地 : 東京都・年齢 : 15歳

・プロフ画像 : (なし)

アカウント設定後30分程度で、 多数のメッセージを受信

子どもだとわかっていて、 大人が誘ってくる

■チャットルーム



7

メッセージの監視

総務省「利用者視点を踏まえた ICTサービスに係る諸問題に関する研究会 第二次提言 | (平成22年5月)

「ミニメール」の内容確認 (「ミニメール」: SNSの会員間で行われるメール類似のメッセージ交換サービス。)

SNSサイト内でのメッセージ交換である、いわゆる「ミニメール」を通じた児童被害は、青少年の未熟な判断力に起因するものが多く、事前・事後の内容確認により被害防止につながることが期待。

- 「ミニメール」の内容は、通信の秘密に該当するものであり、その内容を確認することは、通信の秘密を侵害に該当する。
- しかし、CGM運営者が内容確認を行うことについて、通信当事者たる利用者からの有効な同意がある場合には、実施可能。
- また、サービス提供に先立って、C G M 運営者が通信当事者として加わる意味を明確に理解する環境を整え、利用者から明確な同意が得られる場合も、内容確認が可能。

コンテンツプロバイダーによる対策

- ① 利用規約 (禁止条項の設置など)
- ② 年齢確認を活用した対応 (年齢による利用制限など)
- ③ 電話番号認証を活用した対応(悪質利用者による複数アカウント作成防止など)
- ④ 監視(自殺誘因や出会い目的のグループやテーマ設定禁止と監視範囲の拡大など)
- ⑤ フィルタリング機能を活用した対応(NGワードや年齢による利用制限など)
- ⑥ ユーザー間における検索機能制限を活用した対応
- ⑦ 各サービス内およびサービスにおける啓発活動

9

ご静聴ありがとうございました。

SNS等を介した青少年の性的搾取等に関するアンケート調査 集計結果【全体】

本調査は、「SNS等に起因した青少年の性的搾取への対応」について議論いただいている大阪府青少年健全育成審議会から要請を受けて、大阪府青少年・地域安全室青少年課が教育庁の協力を得て実施したものです。

◆調査対象

府内の小・中・高・支援学校及び市町村教育委員会

- ◆調査方法
- ・府立学校については、府教育庁を通じ各学校へ依頼
- 市町村立学校については、府教育庁を通じ各市町村教育委員会へ依頼
- ◆回答方法
- ・府立学校は各学校からメールで回答
- ・市町村立学校については市町村教委での把握状況又は各学校での把握状況をメール又はFAXで回答
- ◆実施期間 平成30年8月16日~10月12日
- ◆回答校 864校(小学校418校、中学校215校、高校(全日)137校、市町村教委17、 高校(定時•通信)15校、支援(高等)32校、支援(小中)23校、学校種無回答7校)

【相談の有無】

BNS・ネットトラブルに関して児童生徒や保護者等から報告・相談を受けたことがありますか?

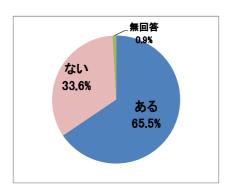
ある	566	65.5%
ない	290	33.6%
無回答	8	0.9%
合計(人/%)	864	100%



小学校53.3%、**中学校91.6%**、

高校(全日)74.5%、高校(定時•通信)40.0%、

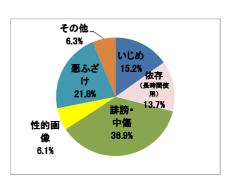
支援(高等)53.1%、支援(小中)13.0%



府内全体で2/3近くの学校・教育機関がSNS・ネットに関するトラブルの報告・相談を受けている。中学校は9割を超えており、学校現場でSNS・ネットのトラブルへの対応が日常化していることがうかがえる。

どんな相談が多いですか?(複数回答可)

いじめ	167	15.2%
依存(長時間使用)	151	13.7%
誹謗・中傷の書き込み	405	36.9%
性的画像	67	6.1%
悪ふざけ画像・動画の投稿	240	21.8%
その他	69	6.3%
合計(人/%)	1,099	100%



「誹謗・中傷の書き込み」「悪ふざけ画像・動画の投稿」が、ほとんどの学校種で多くの割合を占めている。

【自画撮り被害相談の有無】

SNS等で知り合った見知らぬ大人から、騙されたり脅されたりして、性的な画像を送るように要求されたという報告・相談を児童生徒や保護者等から受けたことがありますか?

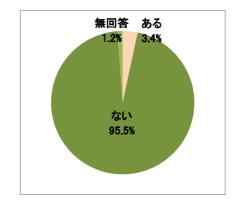
ある	29	3.4%
ない	825	95.5%
無回答	10	1.2%
合計(人/%)	864	100%

「ある」学校種別

小学校O. 7%、中学校7. 0%、

高校(全日)2.9%、高校(定時·通信)6.7%、 支援(高等)6.3%、**支援(小中)8.7%**

全ての学校種で自画撮り被害相談を受けており、 特に中学校の年代での相談が多くなっている。



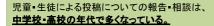
【自発的な働きかけ】

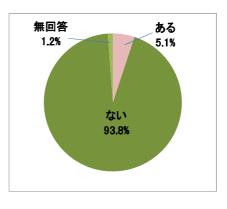
児童・生徒が、自分自身や交際相手との性的な画像や動問3 画を撮影しSNS等へ掲載・投稿したことについて、児童生徒や保護者等から報告・相談を受けたことがありますか?

ある	44	5.1%
ない	810	93.8%
無回答	10	1.2%
合計(人/%)	864	99%

「ある」学校種別

小学校1.4%、<u>中学校9.3%</u>、<u>高校(全日)7.3%</u>、 高校(定時•通信)0%、<u>支援(高等)9.4%</u>、支援(小中)0%





- ▼アプリで見知らぬ異性と映像電話を行い、自分の裸などを見せた。
- 男子生徒が数人で遊んでいる中で、<u>ふざけて一人の生徒の下半身の写真を撮り、SNSに投稿</u>した。
- 好意をもつ同級生から性的な画像を送るように言われて自ら撮影し、送った。
- ■男子生徒が女子生徒に対して<u>自分の下半身動画を送りつけ、相手にもしつこく要求し送らせた</u>。

【意図せず拡散】

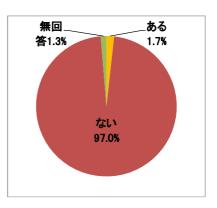
問4 児童・生徒の交際相手との性的な画像や動画が意図せず 拡散されて問題となった事例について、児童生徒や保護者 等から報告・相談を受けたことがありますか?

477 5 THE LEWIS TO THE PARTY OF		
ある	15	1.7%
ない	838	97.0%
無回答	11	1.3%
合計(人/%)	864	99%



小学校0.2%、<u>中学校3.7%</u>、高校(全日)1.5%、高校(定時•通信)0%、支援(高等)0%、**支援(小中)4.3%**

性的な画像・動画の意図せぬ拡散についての報告・相談は件数は少ないが、中学校の年代で多くなっている。



■<u>交際している二人のキス写真を友人が撮影し、悪気もなく投稿</u>。削除対応に追われた。

【面識のない大人とのトラブル】

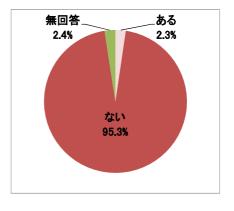
問5 SNS等で知り合った面識のない大人との性的なトラブル (問2の事例を除く)に関する報告・相談を児童生徒や保護 者等から受けたことがありますか?

日中200支17122220075578		
ある	20	2.3%
ない	823	95.3%
無回答	21	2.4%
合計(人/%)	864	100%

「ある」学校種別

小学校0.2%、<u>中学校5.6%</u>、高校(全日)2.3%、 高校(定時·通信)0%、支援(高等)0%、支援(小中)0%

面識のない大人との性的なトラブルについての報告・相談は、 中学校の年代で多くなっている。

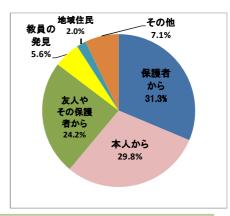


- ■ネットで知り合った人と実際に会ったところ、カラオケで体を触れられた。
- ■お金を無理やり送りつけ、それを会って返せと要求してきた。応じないと、自画撮り画像を拡散すると脅された。

【把握の経緯】

問2~問5までの事案について、事案を把握した経緯は何 問6 ですか?

(複数回答可)		
保護者からの相談	79	31.3%
本人からの相談	75	29.8%
被害生徒の友人やその保護者等か らの相談	61	24.2%
教員の発見	14	5.6%
地域住民等からの通報	5	2.0%
その他	18	7.1%
合計(人/%)	252	100%

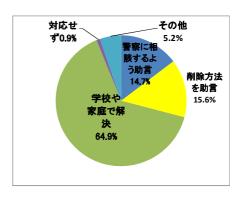


- 小学校-中学校は、「保護者からの相談」が最多(小学校40.6%-中学校34.5%)
- 高校(全日) 支援(高等)は、「本人からの相談」が最多(高校(全日)34.1%、支援(高等)71.4%)
- -高校(定時・通信)は「本人からの相談」と「友人やその保護者から」が25%ずつで最多
- ■支援(小中)については、「教職員の発見」が40%で最多
- ⇒小・中学生の年代は保護者からの相談等の大人によるものが多く、高校の年代では本人からの相談が多い。

【相談後の対応】

以上のような相談・報告を受けて、どのように対応されまし たか?

警察に相談するよう助言した	65	14.7%
投稿画像・動画の削除依頼の方法を 助言した	63	14.3%
学校や家庭で事実確認し解決した	286	64.9%
特に対応はしなかった	4	0.9%
その他	23	5 .2 %
合計(人/%)	441	100%

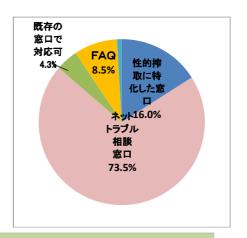


全ての学校種で「学校や家庭で事実確認し解決した」が最も多かった。

【相談窓口の必要性】

SNS等を介した青少年の性的搾取(自画撮り被害等)に関して、青少年が相談できる窓口等が必要だと思いますか?

性的搾取被害に特化した相談窓口	104	16.0%
性的搾取に関わらず、青少年のため のネットトラブル相談窓口	457	70.3%
既存の相談窓口(教育相談等)で対 応	28	4.3%
トラブル相談への対処マニュアル (FAQ)	55	8.5%
その他	6	0.9%
合計(人/%)	650	100%



ネットに関するトラブルの相談が多く寄せられるため、性的搾取に関わらず青少年のためのネットトラブル相談窓 口を望む声が多い。

問9 相談内容の把握方法やその他の意見等

【トラブルの発生状況等について】

- ■低年齢化している(小4など) 放課後家庭等で発生している。
- ■想像以上に低学年のトラブルが多い。

【啓発教育について】

- ■非行防止教室(6年生)がとてもわかりやすくてよかった
- ■ネットトラブルが多くなってきているので 幼少期からネットの危険性などを理解させていくような手立てが必要。
- ■予防に関しては、生徒や保護者へ向けた研修や授業の充実が、学校のできる数少ない対策になると思う。効果的な教材や講師を紹介してもらえたり、情報共有できる仕組みが必要。
- ■男子生徒が女子生徒に対し、「胸の写真を送ってほしい」という内容のメッセージを送信していたという話があった。女子生徒自身がこのメッセージに対し、"被害"という意識がないことに驚いた。スマホやSNSが幼いころから身近にある今の中学生と教員の間に境界線があることを意識して指導していく必要があると感じた。

【相談窓口の設置】

- ■SNS(ライン等)を活用して相談できる窓口を増やせばよいと思う。
- ■被害実態を早めにつかみ二次被害を防ぐために、身近な大人から離れた相談窓口が必要に感じる。
- ■教員が指導困難な案件を抱えた時に相談できる窓口も設定してほしい。(法的な部分も)

【対応マニュアルについて】

■SNS全体の対応マニュアル、相談窓口が必要であると考える。さらに、SNS等の各会社で対応が違っている場合も存在しているので、マニュアルについては、それぞれの会社ごとに一定のものがあれば指導、対応がしやすい。

【保護者・家庭への啓発】

- ■SNS等インターネットの危険性をもっと家庭に啓発してほしい。
- 学校でも指導していくが、家庭での約束ごとや方針など、家庭での教育が大切、家庭に向けての啓発をおこなうべき。
- ■スマートフォンを購入するのは、保護者である。よってその管理責任については保護者である。ということを周知徹底していただきたい。

【行政・警察等への要望】

- ■性的トラブルの相談に携わるNGO(SACHICOなど)との連携を図っていただきたいです。
- ネットモラルの指導 啓発だけでは追いつかない。法整備をして厳しく取り締まる等しなければ、安易な加害 被害は増すばかりではないか。
- ■サイバーパトロールを強化する等 被害が少なくなる取組みが必要だと考える。サイバーパトロール強化の周知により加害側も要求しにくくなると考えられる。
- ■SNSに関した被害について警察等関係諸機関で情報を共有すべきであり、子どもから性犯罪を守るという取組みが必要である。
- ■SNSに関するトラブルの新種の事案などの情報を絶えず知りたい。
- ■未然防止という観点から、全校生徒対象、PTA保護者対象にSNSトラブルの現状や、家庭でできるルール設定等に関する講習・研修を、年度内に必ず2度実施するような取り決めがあっても良い。

【事業者への要望】

- ■SNSに関するトラブルに児童が遭わないためのフィルタリング機能を、SNS関連会社が全社的に実施してほしい。
- ■学校でSNS等のトラブルの解決を図るのは、もはや限界がきていると思います。本当に危ないと思うのであれば、スマホ販売者やサービス提供者が自主規制をかけたり、危険性を理解させるための広告うつべきだと思います。